

# 日帰り介護（デイサービス）事業の事業費補助方式の取り扱いについて

平成10年8月28日

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長、老計第30号

標記については、要介護者の要望にあったきめ細かなサービスを効率的に提供する体制を整備するとともに、介護保険制度への移行を展望し、現行の事業形態別の補助方式に加え、「事業費補助方式」を導入することとしているが、その取り扱いについて別紙のとおり「日帰り介護（デイサービス）事業費補

助方式取扱要領」を定めたので、貴管下市町村に対して本補助方式の取扱いの徹底を図るとともに、本補助方式の円滑な実施について十分配慮願いたい。

なお、平成10年度は、従来の補助方式と事業費補助方式のいずれかを選択して実施できるものとする。

〔別紙〕

## 日帰り介護（デイサービス）事業費補助方式取扱要領

### 1 趣旨

要介護者の要望にあったきめ細かなサービスを効率的に提供する体制を整備するとともに、介護保険制度への移行を展望し、サービス利用者の要介護度及び利用実績に応じた補助方式への移行を図るものである。

### 2 補助方式選択にあたっての留意点

事業実施主体である市町村単位での選択とする。ただし、平成10年度は、経過的な措置として、次のとおり取り扱うことができるものとする。

- (1) 事業費補助方式を少なくとも1か月以上実施しようとする場合には、現行補助方式から事業費補助方式への変更に限り、時期を問わず可能とする。
- (2) 年度中に事業費補助方式を実施しようとする

市町村において、事業費補助方式に変更するに当たって特別に経費を要する場合には、在宅福祉サービス推進等事業（補助率10/10）の対象とするので、別途協議されたい。

なお、事業内容については、4に定めるところによる。

- (3) 事業費補助方式の実施時期及び在宅福祉サービス推進等事業の協議については、都道府県で取りまとめ、本通知と同日付けで発出した「平成10年度在宅福祉事業費補助金及び高齢者福祉推進事業費補助金の協議資料の提出について」（平成10年8月28日老計第29号老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）により報告すること。

### 3 補助基準額の算定

- (1) 補助基準額の算定に当たっては、次により取り扱うものとする。

① 基本事業及び通所事業

利用者毎に要介護度に応じ、次に掲げる表の区分ごとに適用される1日当たり単価を標準とする。

要介護度	介護内容の一例				平日における1日当たり単価
	食事	入浴	排泄	その他	
重度	全介助又は一部介助	特別浴	全介助	移動介助等	10,600円
中度	一部介助又は見守り	中間浴	一部介助		6,800円
軽度	介助なし	一般浴	介助なし		3,600円
痴呆型					8,400円

※ 休日等及び昼間帯（おおむね9時から17時まで）以外の時間帯の取扱い  
休日等における1日当たり単価は、次のとおりとする。

	休日等における1日当たり単価	昼間帯以外における1時間当たり単価
重度	13,250円	1,650円
中度	8,500円	1,050円
軽度	4,500円	550円
痴呆型	10,500円	1,300円

(注)休日等には土曜日を含む。土曜日に半日のみ開館する場合には、「昼間帯以外の1時間当たり単価」を適用する。

② 通所事業の入浴サービスを実施しないデイサービスセンター等の場合

通所事業の入浴サービスを実施しないデイサービスセンター等については、次に掲げる表の区分ごとに適用される単価を標準とする。

区分	平日における1日当たり単価	休日等における1日当たり単価	昼間帯以外における1時間当たり単価
重度	9,900円	12,400円	1,550円
中度	6,400円	8,000円	1,000円
軽度	3,500円	4,400円	550円
痴呆型	7,600円	9,500円	1,200円

③ 訪問事業

訪問事業を実施する場合には、次の額を加算するものとする。

訪問入浴事業を実施	1か所当たり 2,264千円（年額、事業費）
訪問給食事業を実施	1か所当たり 836千円（年額、事業費）
訪問洗濯事業を実施	1か所当たり 836千円（年額、事業費）

(2) 本事業における要介護度の判定に当たっては、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準の活用について」（平成3年11月18日老健第102号-2大臣官房老人保健福祉部長通知）及び「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準の活用について」（平成5年10月26日老健第135号老人保健福祉局長通知）を活用することを基本とし、次に掲げる区分によるものとする。ただし、市町村がこれらと異なる判定基準を既に用いているなど、合理的理由があるときは、この限りでない。

	ランク	基準
重度	ランクB以上	障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準
中度	ランクA	
軽度	ランクJ	
痴呆型	ランクII以上	痴呆性老人の日常生活自立度判定基準

4 在宅福祉サービス推進等事業の取扱い

在宅福祉サービス推進等事業（補助率10/10）の対象となる事業は、平成10年度にデイサービスの補助方式を事業費補助方式に変更する市町村の事業のうち、次の事業とする。

- ① 業務の効率化・適正化を図るための事業。
- ② 事業費補助方式への準備切替えに必要な事業。